

# 議 会 運 営 委 員 会

## 1 調 査 事 件

議会運営について

## 2 調 査 概 要

本年度は、議会運営として、議会活性化の取組、タブレット端末の活用について、長野市及び川越市の調査を行ったので、以下、各議会の概要を報告する。

### (1) 長野市（人口 370,197人）

#### ア 議会活性化の取組について

**長野市議会**においては、平成20年9月22日に議会基本条例検討委員会を設置し、延べ18回の協議を経て、平成21年9月25日に長野市議会基本条例を制定している。

同条例の制定以後、様々な議会活性化の取組が進められている。具体的な事例として、平成21年に議員主導により設置された商店街活性化条例検討委員会により議員提案条例として長野市商店街の活性化に関する条例が制定されている。また、平成22年には、議会図書室にインターネット接続が可能なパソコンを設置している。さらに、平成24年には、子育てのため議会の傍聴が困難な人に議会の傍聴をしやすくするよう、平成13年から実施している議会傍聴時の児童一時預かりサービスを利用した場合の本人負担を全額減免または全額補助に拡充している。平成24年には、本会議傍聴時の手話通訳及び要約筆記サービスを開始している。その後、議会フロアを含む市庁舎を建て替えた平成28年には、傍聴席に2台の大型モニターの設置、傍聴席に磁気ループ補聴システムの導入、議案及び請願の賛否を示す採決システムの導入、傍聴受付手続き時の氏名及び住所の記載の廃止を行っている。平成30年には、常任委員会のインターネット中継を動画共有サイトで公開する取組も開始している。

これらの取組のほかにも大小様々な議会活性化に関する取組がなされているが、現在は長野市議会基本条例の検証を行い、さらなる活性化を目指すための組織として、議会活性化検討委員会2019を設置しており、同委員会の中で適宜、議会活性化の取組の検証を進めている。

## イ タブレット端末の活用について

次に、タブレット端末の活用については、平成29年8月にタブレット検討委員会を設置し、同委員会での検討の結果、平成30年10月に導入している。

導入したタブレット端末は、視認性を考慮して議員用をiPadの12.9インチ、携帯のしやすさを考慮して議会事務局職員用がiPadの10.5インチとしており、ペーパーレス会議システムは、東京インタープレイ株式会社のSidebooksを導入している。

導入により得られた効果として、大量の紙資料の印刷や持ち運びがなくなり、タブレット端末を持っていればいつでも資料を用いることができるようになったことや、単語検索をすることによって、膨大な資料の中から必要な資料をすぐに見つけることができるようになったことなどが挙げられる。

また、環境負荷の低減効果として、タブレット端末を導入した平成30年10月から令和4年2月24日までの約3年5か月の間に、タブレット端末の導入により得られた環境負荷低減効果は、紙削減枚数179万2,151枚、紙削減重量7.17トン、紙削減によるCO<sub>2</sub>削減量1万898キログラム、印刷枚数削減によるCO<sub>2</sub>削減量4,624キログラムの削減効果が得られている。タブレット導入によるCO<sub>2</sub>排出量をマイナス分として差し引いて得られるCO<sub>2</sub>削減量は、9,836キログラムであり、これらの効果は杉の成木約703本が一年間に吸収するCO<sub>2</sub>吸収量に匹敵している。

さらに、費用負担の軽減として、同期間の間に、紙代金140万5,320円、印刷代金1,341万4,250円、印刷時間に係る人件費280万1,480円、FAX通信費54万9,806円が削減され、タブレット端末レンタル料48万1,846円、タブレット端末通信料592万547円、システム利用料338万2,500円が経費として新たに生じたため、差引き後の削減額としては838万5,965円となっている。これらの結果から、タブレット端末の導入により、調査能力の向上のみならず、環境負荷の低減やコストの削減など、幅広い効果が出ていることがわかる。

なお、会議の進行方法としては、執行部は紙資料により説明をし、議員は自らその資料をタブレット端末で開き、議員の操作により資料の閲覧を進めることとしており、執行部におけるタブレット端末の導入には至っていない。今後、執行部においても導入の検討が進められる予定である。

また、現在は、全ての議員が、会議の際に補助の必要なく誰でも操作

ができるまでに習熟している。これは、各種会議における紙資料の併用をやめ、完全ペーパーレスに踏み切ったことで、否応なくタブレット端末を使用する必要性が生じ、結果的に習熟度が飛躍的に高まっているものである。

## (2) 川越市（人口 353,354人）

### ア 議会活性化の取組について

川越市議会においては、平成31年3月7日に議員提出による条例として川越市議会ハラスメント根絶条例を制定している。

条例制定の経緯として、平成30年9月14日に、議会事務局の女性職員から弁護士を通じて「議員によるセクハラ・パラハラ行為に対する嚴重注意及び再発防止」について議長に申入れがなされている。同日、さいたま市において被害女性による記者会見が行われた。当時は9月定例会の会期中であり、即座に同日14日及び18日に代表者会議を開催し、事実確認をするために第三者委員会を設置する方向性が決定した。その後設置された第三者委員会では、同年10月5日から11月29日の間、計16回にわたり、申し入れた職員、対象議員、市議会の常任委員会の委員、議会事務局職員の計21人から聞き取り調査を行うなど調査を進めた。対象議員は同年10月12日に議員辞職し、その後同年11月29日に第三者委員会から、議員の政治倫理に関する条例の制定についての提案を含めた報告書が議長へ提出された。その後、議員倫理条例策定会議を設置し、平成30年12月18日から平成31年3月6日の間、計10回にわたり条例制定の協議を重ねた結果、任期中である平成31年の統一地方選挙までに早急に条例を制定する方向性を確認したが、任期中の議員倫理条例の策定は困難であると判断し、ハラスメントに特化した条例を策定することとなった。結果、平成31年3月7日に川越市議会ハラスメント根絶条例が制定されることとなった。

条例の特徴として、対象を議員と職員に特化していること、研修会の開催を義務づけていること、ハラスメントの事実が確認された場合は、当該議員の氏名等の公表を義務づけていることが挙げられる。また、効果として、条例制定後3年6か月が経過しているが、議員と職員の間でハラスメントに関する問題は発生していない状況である。

なお、課題としては、第三者委員会の設置が、附属機関設置について法の定めがないことから、設置についての法的根拠がないこと、また、研修会は毎年開催することとしているため、講師の選定や研修内容の調

整に苦慮していることが挙げられる。

#### イ タブレット端末の活用について

次に、タブレット端末の活用については、平成23年からタブレット端末導入の検討を開始し、平成25年度から平成26年度にかけてタブレット端末導入検討委員会を設置し、計13回の会議で協議や、先進都市として岐阜県関市議会や埼玉県飯能市議会を視察するなど検討を重ね、平成26年8月にタブレット端末を導入している。

導入したタブレット端末は、パソコンの代替性を考慮して議員用・議会事務局職員用ともにMicrosoft Surface 2を当初は導入していたが、機器の更新の際にどちらもiPadの12.9インチに変更している。なお、ペーパーレス会議システムは、東京インタープレイ株式会社のSidebooksを導入している。

ペーパーレスにより印刷発注や用紙の使用を削減したものとして、工事請負契約締結報告書、監査結果報告書、執行部提供文書、議会会議録、議会要覧、市政概要、議会だより、議長報告文書などがあり、それらを電子化したことにより年間325万3,107円の削減効果が上がっている。また、タブレット端末の導入前は、FAXにより全議員に配付していた連絡が多く、年間20万円ほどのFAX使用料が生じていたが、端末の導入により皆減されている。

今後の課題として、本会議関連の資料（予算書・議案書等）は紙・電子資料の併用が長期間続いている状態であるため、ペーパーレスの対象文書の拡大が挙げられる。

また、災害発生時の安否確認などの一連の活動の際に、LINE WORKSを活用するなど、災害発生時の利用方法の確立や、オンライン会議での活用も検討が必要である。

なお、全ての会議で使用可能としているが、紙資料との併用が続いている状況であることから、実際は紙資料で確認する議員が多いことが現状であり、加えて執行部においても導入は未定であることから、今後の会議における積極的なタブレット端末の活用の検討が求められる。